

1 議事日程(第1号)

(令和2年第1回久山町議会3月定例会)

令和2年3月4日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- ・ 議員派遣結果
- ・ 一部事務組合議会に関する事項
福岡県介護保険広域連合議会
北筑昇華苑組合議会
粕屋南部消防組合議会
糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会

日程第4 議案第1号 久山町教育委員会教育長の任命同意について (町長提出)

日程第5 議案第2号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
(町長提出)

日程第6 議案第3号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
(町長提出)

日程第7 議案第4号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
(町長提出)

日程第8 議案第5号 久山町印鑑条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第1号) (町長提出)

日程第9 議案第6号 久山町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第2号) (町長提出)

日程第10 議案第7号 久山町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第3号) (町長提出)

日程第11 議案第8号 久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第4号) (町長提出)

日程第12 議案第9号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第5号) (町長提出)

日程第13 議案第10号 久山町防災行政同報無線システム設備の設置及び管理に関する条例の制定について
(2久山町条例第6号) (町長提出)

- 日程第14 議案第11号 久山町有線放送施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
(2久山町条例第7号) (町長提出)
- 日程第15 議案第12号 久山町立構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について (2久山町条例第8号) (町長提出)
- 日程第16 議案第13号 久山町立幼稚園条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第9号) (町長提出)
- 日程第17 議案第14号 久山町立久山会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について (2久山町条例第10号) (町長提出)
- 日程第18 議案第15号 久山町立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について (2久山町条例第11号) (町長提出)
- 日程第19 議案第16号 久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について (2久山町条例第12号) (町長提出)
- 日程第20 議案第17号 久山町立学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例について (2久山町条例第13号) (町長提出)
- 日程第21 議案第18号 久山町文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について (2久山町条例第14号) (町長提出)
- 日程第22 議案第19号 久山町文化財保護条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第15号) (町長提出)
- 日程第23 議案第20号 久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について (2久山町条例第16号) (町長提出)
- 日程第24 議案第21号 久山町営住宅条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第17号) (町長提出)
- 日程第25 議案第22号 久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第18号) (町長提出)
- 日程第26 議案第23号 草場地区再開発第2期造成工事請負変更契約について (町長提出)
- 日程第27 議案第24号 令和元年度久山町一般会計補正予算 (第4号) (町長提出)
- 日程第28 議案第25号 令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)
(町長提出)
- 日程第29 議案第26号 令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)
(町長提出)
- 日程第30 議案第27号 令和元年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算 (第1号)
(町長提出)
- 日程第31 議案第28号 令和元年度久山町水道事業会計補正予算 (第3号) (町長提出)
- 日程第32 議案第29号 令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算 (第3号)
(町長提出)

- 日程第33 議案第30号 令和2年度久山町一般会計予算 (町長提出)
日程第34 議案第31号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計予算 (町長提出)
日程第35 議案第32号 令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計予算 (町長提出)
日程第36 議案第33号 令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算 (町長提出)
日程第37 議案第34号 令和2年度久山町水道事業会計予算 (町長提出)
日程第38 議案第35号 令和2年度久山町公共下水道事業会計予算 (町長提出)

2 出席議員は次のとおりである (10名)

- | | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 山野久生 | 2番 | 清永義弘 |
| 3番 | 有田行彦 | 4番 | 佐伯勝宣 |
| 5番 | 松本世頭 | 6番 | 本田光 |
| 7番 | 阿部哲 | 8番 | 只松秀喜 |
| 9番 | 久芳正司 | 10番 | 阿部文俊 |

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 会議録署名議員

- | | | | |
|----|------|----|------|
| 3番 | 有田行彦 | 4番 | 佐伯勝宣 |
|----|------|----|------|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (15名)

- | | | | |
|--------|-------|-----------|-------|
| 町長 | 久芳菊司 | 副町長 | 佐伯久雄 |
| 教育長 | 安部正俊 | 総務課長 | 安倍達也 |
| 健康課長 | 國寄和幸 | 会計管理者 | 松原哲二 |
| 上下水道課長 | 原之園修司 | 教育課長 | 森裕子 |
| 町民生活課長 | 矢山良寛 | 税務課長 | 佐々木信一 |
| 産業振興課長 | 久芳義則 | 魅力づくり推進課長 | 川上克彦 |
| 福祉課長 | 稲永みき | 財政課長 | 久芳浩二 |
| 都市整備課長 | 井上英貴 | | |

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名 (2名)

- | | | | |
|--------|-------|---------|------|
| 議会事務局長 | 中原三千代 | 議会事務局書記 | 篠原正継 |
|--------|-------|---------|------|

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） ただ今から、令和2年第1回久山町議会3月定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして、表彰の伝達を行います。

表彰について、議会事務局長が説明いたします。

○議会事務局長（中原三千代君） ご説明いたします。去る2月20日に開催されました、福岡県町村議会議長会定期総会におきまして、全国町村議会議長会表彰の伝達および福岡県町村議会議長会表彰が行われ、久山町議会と松本議員が表彰を受けておりますので、伝達を行います。

久山町議会は、全国町村議会議長会から町村議会表彰を受賞いたしました。これは他の議会の模範となる議会活動を行っている議会に対して授与されるものです。

議長から表彰の伝達を行いますので、代表して副議長、どうぞ前へお進みください。

○議長（阿部文俊君）

表 彰 状

福岡県久山町議会殿

貴議会は地域の振興発展および住民福祉の向上のため議会の活性化に努められましたその功績は顕著であり他の範とするにふさわしいものであります

よってここにこれを表彰します

令和2年2月6日

全国町村議会議長会 会長松尾文則

〔拍手〕

○議会事務局長（中原三千代君） 次に、松本世頭議員が福岡県町村議会議長会から自治功労者特別表彰を受賞されました。

本表彰は福岡県町村議会議長会特別表彰であり、在職23年に達した議員に授与されるもので、23年以上の長きにわたり町政の発展に寄与された功績に対して贈られるものでございます。

議長から表彰の伝達を行いますので、松本議員、どうぞ前へお進みください。

○議長（阿部文俊君）

表 彰 状

糟屋郡久山町議会議員 松本世頭殿

貴殿は長きにわたり議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ特に大きな功績を残されました

よってこれを表彰します

令和2年2月20日

福岡県町村議会議長会会長 井手元正人

〔拍手〕

---

○議長（阿部文俊君） 表彰状を受けられました松本議員から、あいさつをお願いいたします。

○5番（松本世頭君） 皆さま、おはようございます。

ただ今県議会議長会様より多分なる感謝状をいただき心から厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

これもひとえにですね、町民各位の皆さま、そしてご先輩、そしてここにおられます皆さま方の温かいご支援の賜物と感謝をいたしておるところでございます。

思い起こしますと、平成5年、町議会議員に初当選をして以来、町民各位の皆さま方のお声を聞きながら、さまざまな諸問題に是々非々で対処してまいりました。

これからもこの感謝状に負けないように、町民各位の幸せを願い、町民の声を聞いて、さまざまな諸問題に是々非々で対処してまいりたいと思っておりますので、町民各位の皆さま方におかれましては、また、ここにおられます皆さま方におかれましても、さらなるご支援とご指導のほどをお願いいたしますことをお願いいたしまして、甚だ簡単措辞ではございますけれども、お礼の言葉にかえさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

○議長（阿部文俊君） ありがとうございました。

次に、3月定例会開会に当たり、町長よりごあいさつをお受けいたします。

町長。

○町長（久芳菊司君） あらためましておはようございます。本日ここに令和2年久山町議会3月定例会を招集しましたところ、議員の皆さまにおかれましては、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

令和2年度の久山町一般会計当初予算案等を上程するに当たり、新年度の町政運営並びに予算編成につきまして私の基本的な考えを含め、所信を申し述べさせていただき、議会並びに町民の皆さまのご理解とご協力をお願いするものでございます。

さて、昨年末、中国の武漢地方で最も多くの感染者を出した新型コロナウイルスは、瞬

く間に全世界に感染を広げ、今やパンデミックを引き起こしています。日本国内においても、横浜港に寄港した大型クルーズ船の感染者を除きますと、3月1日現在で感染者数239人、うち死亡者数5人となっています。ちなみに、クルーズ船は感染者705人、死亡者が6人です。まだまだ国内における感染者の数も日ごとに増えており、感染者が存する都道府県の域も拡大しつつあります。このような事態を受けて2月中旬に政府は、新型コロナウイルスの感染防止策の基本方針を立て、感染拡大を誘引する恐れがある全てのイベントや集会等の自粛要請を発表しました。これを受け、本町では、去る2月24日に新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、緊急時の対応に備えるための庁内における行動計画を確認した上で、あわせて町内における感染防止対応措置として、多くの人々が集まる行事や会議、集会等の自粛並びに公共施設等の利用にあっては、ウイルス感染のピークと言われている3月末までの期間にあつて、中止または延期する方針を決定し、町民の皆さまにも周知とご理解を求めたところでもあります。

さらに2月27日、安倍総理は、子どもたちへの感染を防止するため、急きょ全国の小中高校の一斉休校を要請する声明を自らの政治決断として、各自治体および関係機関に向けて発信されました。これを受け、本町では翌日に緊急の校長会議を開き、3月22日までの緊急措置について協議し、小・中学校の臨時休校等に関する対応策を決定いたしました。

今回の安倍総理の休校要請は、唐突に行われたため糟屋地区市町長会では、糟屋地区全体で協議する時間がなかったことや、今回の要請が1省庁の大臣からのものではなく、総理大臣による政治決断として発せられた要請であることから、直ちにかつ全面的に国の要請に準じて対策を講じるものと判断し、具体的な対応内容に関しては、それぞれの市や町の状況に応じて独自の判断で決定することといたしました。このようなパンデミックな状況を打開するためには、全ての国民が国と歩調を合わせて、統一した行動を実施することが何より肝要であり、1日も早くこのような事態が終息することを願うものであります。

さて国の令和2年度の予算編成方針によりますと、我が国の経済は依然長期にわたる回復を持続しており、GDPは過去最大規模に達し、雇用や所得環境も改善していますが、一方で、国の財政は国と地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らんでおり、かつ、国債費も一般会計歳出額の2割を超えているなど、引き続き厳しい状況にあるとしています。

従って経済の先行きにつきましては、昨年10月に実施した消費税率の引き上げ直後は、景気は大きく下落し、日本経済への影響が見られたものの、一方で、その反動と思われる上昇も見られるなど、2020年は、今後緩やかに回復傾向に向かっていくとしています。

また本年は7月に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、観光客お

よび宿泊客の増大、並びに国内消費者の消費マインドも高揚することから、我が国の景気上昇が大いに期待される年でもあります。しかしながら、さきに述べた新型コロナウイルスの感染問題は、東京オリンピック・パラリンピック開催にも大きな不安を与えるものとなっており、我が国は国民一丸となって、コロナウイルス問題の早期完結を図ることが最重要課題となっています。

このような想定もしなかったような事件が現在国内で起きていますが、2020年度の国の予算案が去る2月28日、衆議院本会議で決定いたしました。予算の規模を示す一般会計総額は、過去最大の102兆6,580億円で、教育費無償化をはじめとする全世代型社会保障の構築や、自然災害からの復旧復興の加速や景気を底上げする経済対策などが盛り込まれた予算となっています。

また一方、国の地方財政対策では、地方財政計画の規模が前年度を1兆1,500億円程度上回り、一般財源総額も前年度を0.7兆円増の63.4兆円としています。

以上のような国の予算編成方針並びに国と地方の財政状況を踏まえ、久山町令和2年度一般会計予算案等を作成いたしました。

その前に、2014年、国は来るべく人口減少社会を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、それを実行するための「まち・ひと・しごと総合戦略」を決定いたしました。それを受け本町におきましても平成27年度に町の個性を生かし発展させ、将来に持続可能な元気なまちをつくるための施策として、「久山町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」、期間は2015年度から2019年度までを策定いたしました。今年度が最終年度になりますので、第1期の事業の検証をしながら現在第2期の「久山町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」の策定に取り組んでいるところであります。

1期目の総合戦略の成果について概略を申し上げますと、基本目標1である安定した雇用の創出にあっては、企業誘致等による新たな雇用は900人規模の雇用を創出した町内の食品工場等の立地などにより目標を大きく上回りました。しかし、農業振興における農業就農者の拡大と収益を高める部分では、新規就農者の確保や新たな高収益農業への開発等はほとんど結果を出せない結果となっています。基本目標の2、定住に向けた新しい人の流れを作る分野では、上久原地区や上山田地区の土地区画整理事業並びに猪野、草場地区の住宅開発による宅地の創出によって活性化が生まれるなど、目標を上回った実績となりました。また、観光振興による交流人口も大きく目標値を達成した数値となっています。基本目標3の若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえる分野では、赤ちゃんの年間出生数は目標値を大きく下回りましたが、実際に年間の出生数は年々増えており、

現に年少人口は目標値を100人ほど上回り、保育所の待機児童も増えていることから、出生数の目標設定値が少し大き過ぎた可能性も考えられます。教育環境にあっては、数値としての実績が出せませんでした。現在、久原本家の協力を得て行っている幼・小・中一貫の未来パスポート事業による成果は、しっかりと生徒の成績にも出ておることから実績は上がっているものと考えています。基本目標4の安心で住み続けたいまちをつくる分野では、生活交通ネットワークの充実にあっては、公共交通のシステムの改善、改革等により大きく利便性を改善したところですが、利用者の満足度は目標設定が95%以上に対し実績は89.1%と、残念ながら目標値を下回っております。また、町民が元気で安心して暮らせるまちづくりに住みよいと感じる目標値は70%以上に対し65.2%でした。

総体的に目標値を達成できたものも多くありましたが、できていないものもあり、さらに目標値を引き上げて住みよいまちづくりを進めていく必要があります。そして一方で、今後町の地方創生を進める上で個別の実行プランを遂行していくためには、財政基盤の充実化も重要な課題だと考えています。

さて、本町は、上久原土地区画整理事業における宅地の創出や草場地区再開発事業における第1工区の土地分譲も終わり、昨年引き続き、人口は緩やかな増加をしながら現在9,000人台に達し、若い世代の子どもの数も増え、町全体に活気が生じてきています。

しかしながら、IT技術の発展によって私たちの職場や家庭を取り巻く環境は、今やICT、IOT社会へスピードをもって変化しています。国はこのICT技術を用いて令和2年度から小・中学校でもタブレット端末を教科書代わりに授業を行う方針を今年度末に急ぎ打ち出すなど、今後ICT、IOT技術は、教育分野だけでなく、観光や農業分野など、あらゆる分野に進展することが想像されるなど、今まさに日本だけでなく世界において新たな産業革命が起きている状況ではないかと感じています。

従って、本町におけるまちづくり政策、地方創生総合戦略プランも時代の変化を見据えながら見直すべきところは思い切って見直し、かつ、美しい自然を残しながら元気で豊かな地域社会を持続できるまちづくりを目指してまいりたいと思っています。令和元年度本町におきましては、草場地区再開発第2工区工事や防災無線、その他町の公共交通アクセス等の改革等に多額の事業投資を行い、さらに今回、教育関係では、中学校特別校舎の改修や国が突如表明した小中学校GIGAスクールを進めるための通信ネットワーク整備事業と新たな予算の支出が必要となりました。

また、一方歳入では、昨年10月に実施された消費税増税による影響も見られ、ここ数年順調に伸びていた町民税も法人税等の減額が見込まれるなど、依然厳しい財政状況が続いています。



以上のような国の予算編成方針並びに町の財政状況を踏まえ、本町の令和2年度一般会計当初予算案を作成いたしました。

令和2年度は、投資的な事業は、先に述べた理由から大きな予算を伴う新規事業は実施せず、既に着手している事業や国等の政策で新たな取り組みなどが必要とされるものを優先することといたしました。主な建設事業等は、草場再開発事業2億4,800万円、農業用ため池改修事業等9,800万円、総合運動公園整備事業1億200万円等でございます。

そのほか令和2年度の一般会計における主要事業並びに新規事業については、総合戦略の基本目標に沿った取り組みを幾つか挙げてみたいと思います。

安定した雇用の創出分野では、これまで最も重たい課題であり、なかなか進展ができていない農業振興につきましては、今年度は農業振興計画の見直しを行います。現在の計画は、平成11年に作成されたものであり、農業者および担い手育成の状況並びに国の農業政策や農業を取り巻く環境も大きく変わっており、現状にあった内容に改定する必要があります。同時に耕作不適な農地等の土地利用の見直しも検討し、若い農業者の育成と優良な民間企業者の参入も考慮するべきと考えています。また、現在高齢化による離農者が増える中、水田農業の担い手となっている機械利用組合等の維持運営をサポートすることを目的として、農業機械倉庫等の環境整備を実施いたします。

定住に向けた新しい人の流れを作る分野におきましては、草場地区開発の第2工区の土地分譲販売を実施するとともに、最終段階となります第3工区の造成工事に着手してまいります。

また、町の魅力と健康のシンボルとなる特産物づくりを目指したオリーブ事業は、議会の皆さまのご協力のおかげで、今年度良質なバージンオイル久山のオリーブとして商品化し、2年度からはふるさと納税者への返礼商品として町のPR等にも活用してまいります。

また、3月末にオープンさせる国指定史跡首羅山の遊歩道は、風光明媚な登山道として整備を完了させ、今後、町の観光資源として定例の登山会を実施するなど、活用と整備を進めてまいります。

次に、空き家を活用した地域づくり事業では、現在猪野地区で展開している空き家活用モデル事業そらやでは、若い起業家や民間企業の参加を得ていますが、2年度は町の予算は伴いませんが、町、九州電力、町内中小企業そして住民等による、これからの地域課題の解決と新たなサービスの展開を目指した組織づくりを進める予定としています。

次に、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる分野におきましては、若い世代の転入により令和2年の4月1日現在で、保育所等の待機児童が42名ほど出る状態

が見込まれるため、2年度には新たな認可保育所の整備を民間公募により進めてまいります。

また、健康課の母子保健事業にありましては、令和2年度から乳幼児に関わる教室等の開催につきまして、LINEによる周知を行ってまいります。これは、役場が初めてICTを活用した情報発信であり、今後他の情報発信に関してのきっかけを作ることを期待しています。

最後に安心して住み続けたいまちづくり分野では、令和2年度4月1日から有線放送に変わり防災無線による情報発信がスタートいたします。今後特に緊急時における町民の情報発信の制度が一段と高まると思いますので、この機能を住民の防災避難訓練等に大いに生かしてまいりたいと思います。

住みよい住環境の要件に欠かせない地域公共交通の利便に関しては、令和元年度に大幅な改革を行い、利便性は大きくアップし、利用者の満足度も高くなっていますが、さらに2年度は課題として残っている他の公共交通機関との乗り継ぎ時間の短縮等の改善を行い、あわせて増便等についても工夫を進めてまいります。

以上のとおり、厳しい財政状況を考慮し、新年度の投資的事業は必要最小限にとどめ、一時体力を温存して回復に努めながら、ソフト事業をはじめ、より効果的な予算の執行に努めてまいる所存であります。

議会の皆さまにおかれましては、何とぞご理解をいただき、今後ともご指導ご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で令和2年度当初予算の編成並びに執行に当たっての私の所信表明とさせていただきます。

なお、本定例会に提案いたします議案は、教育委員の任命同意案ほか令和2年度久山町一般会計予算案等、全て35の案件を上程し、審議をお願いするものであります。それぞれの審議につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部文俊君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部文俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、3番有田行彦議員および

び4番佐伯勝宣議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 会期の決定

○議長（阿部文俊君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間としたいと思います。

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は本日から3月18日までの15日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（阿部文俊君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議員派遣結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、一部事務組合議会に関する事項の報告を行います。

福岡県介護保険広域連合議会の報告を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 福岡県介護保険広域連合議会の報告をいたします。

去る2月3日、令和2年福岡県介護保険広域連合議会第1回定例会が開催されましたので、会議の結果についてご報告いたします。

提案された案件は、専決処分の承認案件が1件と条例案件および令和2年度福岡県介護保険広域連合一般会計予算案件ほか全部で9件の議案が提案され、全ての案件が賛成多数で可決されました。

まず、承認第1号は専決処分の承認を求めることについてであります。令和元年5月20日付けで専決処分された、令和元年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。専決処分の理由は、前年度決算における給付費および地域支援事業費に関わる支払基金交付金超過分の精算による予算の補正を行う必要が生じたため専決処分されたものです。補正の内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,422万8,000円を追加し、予算の総額を696億7,928万7,000円にするものです。内訳は、歳出は償還金および還付加算金として7,422万8,000円を計上し、歳入は同額を繰越金を充当しているものでございます。

次に、議案第1号、介護保険広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の

制定についてであります。一般職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正するものです。

次に、議案第2号は、福岡県介護保険広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてであります。本案は、働き方改革により地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、当該職員の採用並びに給与に関する特例について必要な事項を定める条例を制定するものであります。

次に、議案第3号、福岡県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与並びに費用弁償に関する条例の制定についてであります。本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法第22条の2第1項の規定に関する会計年度任用職員について、給与および費用弁償に関する条例を定めるものであります。

議案第4号、会計年度任用職員制度の導入に伴い関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第5号、令和元年度福岡県介護保険広域連合一般会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,108万7,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を、それぞれ16億164万9,000円とするものであります。歳出の主なものは、2款総務費が2,163万5,000円の減で、これは連合職員等の支部からの派遣職員の人件費の減によるものであります。歳入は、構成団体からの分担金・負担金を5,204万3,000円減額し、繰越金を3,095万6,000円増額するものとなっています。

次に、議案第6号、令和元年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,254万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、697億6,183万1,000円とするものであります。歳出の主なものは、保険給付費を19億9,536万6,000円減額し、一方、基金積立金を18億9,346万4,000円の増額をするものであります。歳入の補正の主なものは、繰越金を28億2,989万1,000円増としております。

次に、議案第7号、令和2年度福岡県介護保険広域連合一般会計予算について。令和2年度歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億6,205万円とするもので、前年度対比21.3%の増となっています。主なものは、第1款分担金・負担金9億1,952万2,000円、第2款国庫支出金5億6,900万円、県支出金2億8,853万3,000円等でございます。歳出の主なものは、第2款総務費9億722万4,000円で、これは主に職員の人件費等です。また、第2款民生費11億4,304万6,000円、内訳は低所得者特別対策事業負担金が600万円と、介護保険事業特別会計繰出金が11億3,700万円となっています。

議案第8号、令和2年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計予算についてであります。令和2年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ701億8,096万円となっています。歳入の主なものは、第1款保険料142億3,847万9,000円、第2款分担金・負担金が98億216万6,000円、第4款国庫支出金が165億4,666万4,000円、第5款支払基金交付金が181億212万5,000円、第6款県支出金が101億6,322万5,000円となっています。歳出の主なものは、介護認定審査会費などを含む第1款総務費が9億9,255万円、第2款保険給付費が636億8,497万2,000円、第5款地域支援事業費が54億3,199万4,000円等となっています。

以上、会議の概要についてご説明し、報告とさせていただきます。

詳細につきましては、関係資料を議会事務局に備えておきますので、ご参考にしていただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（阿部文俊君） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を求めます。

山野議員。

○1番（山野久生君） 去る2月13日に開催されました、令和2年北筑昇華苑組合議会第1回定例会についてご報告いたします。

議案は、議案第1号から第4号までの4議案で、条例制定1件、条例改正1件、補正予算1件、当初予算1件です。

議案第1号は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてで、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日に施行されることに伴い、会計年度任用職員制度を導入するため、関係条例を整備する条例の制定議案です。

第2号議案は北筑昇華苑組合職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部が、令和元年12月14日に施行されたことに伴い、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別を排除するための一部改正議案です。

第3号議案は、平成31年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第1号）で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,984万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,713万7,000円とするものです。歳入の主なものは、基金繰入金2,004万2,000円の減額と、繰越金5,989万1,000円の増額で、歳出の主なものは、総務管理費の基金積立金5,000万円の増額と、葬祭場費の施設整備費750万8,000円の減額です。

また、繰越明許費として、葬祭場費整備費6,223万8,000円が計上されております。

第4号議案は、令和2年度北筑昇華苑組合会計予算で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億9,453万2,000円と定めるものです。歳入の主なものは、使用料2億1,088万7,000円、基金繰入金4,612万円、諸収入1,299万6,000円です。久山町の分担金は74万2,000円となっています。歳出の主なものは、総務費4,631万8,000円、葬祭場費2億2,653万7,000円、公債費1,385万4,000円です。今年度に施設改修工事が実施されたため、葬祭場費が前年度比15.9%減となっています。

以上、4議案は全て全員賛成で原案のとおり可決されました。

今回の定例会の議会に提案されました議案につきまして、概要を説明いたしましたが、資料を議員控室に置いておきますので、必要があれば参考としていただければと思います。

これで、令和2年北筑昇華苑組合議会第1回定例会の報告を終わります。

○議長（阿部文俊君） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。

清永議員。

○2番（清永義弘君） それでは、粕屋南部消防組合議会の報告をいたします。

去る2月26日に開催された、令和2年第1回粕屋南部消防組合議会定例会について報告をいたします。

議案は、議案第1号から議案第7号の7議案で、条例制定2件、条例改正1件、補正予算2件、当初予算2件です。

議案第1号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてで、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、会計年度任用職員制度が導入されるため、関係条例の整備を図る必要が生じ、条例の改正を行うものです。

議案第2号は、粕屋南部消防組合職員の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてで、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、条例の制定を行うものです。

議案第3号は、粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、令和元年の人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、職員の給料月額および諸手当等について条例の改正を行うものです。

議案第4号は、令和元年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第2号）で、既定の歳

入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ840万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,706万9,000円とするものです。補正の内容は執行残の減額補正となっています。

議案第5号は、令和元年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ591万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,006万9,000円とするものです。補正の内容は歳入の繰越金を591万8,000円増額し、歳出の予備費を591万8,000円増額するものです。

議案第6号は、令和2年度粕屋南部消防組合一般会計予算で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ22億7,199万2,000円と定めるものです。歳入の主なものは、分担金21億4,906万5,000円で、うち久山町分は1億5,746万8,000円、諸収入4,592万5,000円、組合債7,000万円です。歳出の主なものは、総務費7,252万1,000円、消防費18億8,337万5,000円、公債費3億959万6,000円です。

議案第7号は、令和2年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計予算で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,533万4,000円と定めるものです。歳入の主なものは、使用料3,240万円、繰越金1,283万8,000円です。歳出の主なものは、衛生費3,846万円です。

以上、7議案は全て原案のとおり可決されました。

今回の定例会の議会に提案されました議案につきまして、概要を説明いたしましたが、資料を議員控室に置いておきますので、必要があれば参考にしていただきたいと思います。

これで、令和2年第1回粕屋南部消防組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（阿部文俊君） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。

阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会について報告をします。

去る2月27日令和2年第1回糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会定例会が開催されました。

今定例会は、令和2年度一般会計予算をはじめ4件の議案が上程されました。議案の内容につきましては、第1号議案は、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。本案は、会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係条例について所要の規定を改正するものであります。

第2号議案は、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償

に関する条例の制定についてであります。本案は、会計年度任用職員制度の制度が導入されることに伴い、勤務条件等を定めるため条例制定するものであります。

第3号議案は、財産組合長の給与旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、組合長報酬月額を当組合事務職員の給与水準に引き上げるため改正するものであります。

第4号議案は、令和2年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計予算についてであります。予算総額は9,166万3,000円で対前年度比513万5,000円の減額で、財政調整基金の縮小が要因であります。歳入の主なものは、市町負担金2,030万円、造林補助金2,426万6,000円、生産物売払収入は利用間伐材の売り上げで木材価格の低迷を考慮し、対前年度比684万1,000円減の2,208万円であります。歳出の主なものは、一般管理費1,528万7,000円、林業総務費5,272万7,000円、道路維持費542万3,000円、林道建設費は作業道開設費の増工で1,269万7,000円であります。

以上、4議案は全て全員賛成で原案のとおり可決承認されました。今回の定例会に提案されました議案につきまして概要を説明いたしましたが、資料を議員控室に置いておきますので、必要があれば参考にしていただければと思います。

これで糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告といたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第1号 久山町教育委員会委員の任命同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第4、議案第1号久山町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 議案第1号の久山町教育委員会委員の任命同意についてご説明いたします。

本案は、久山町教育委員会委員沼田信子氏から令和2年3月24日限り辞職したい旨の届け出を受けましたので、後任の久山町教育委員会委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

今回任命の同意をお願いいたします方は、荒牧美穂氏でございます。教育分野における識見も豊富なことから、適任者であると考えております。

なお、選任理由等詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、ご同意いただきますようお願いいたします。

~~~~~○~~~~~


日程第5 議案第2号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第6 議案第3号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第7 議案第4号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第5、議案第2号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてから、日程第7、議案第4号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてまでは、提案理由が同じですので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） ご説明いたします。

議案第2号から議案第4号までの3議案につきましては、久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてであります。本町の委員の任期が、令和2年3月31日をもって満了となりますので、委員の選任に当たり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

選任同意をお願いいたします方は、今任哲次郎氏、今任義則氏、吉村勝明氏の3名でございます。今任哲次郎氏と今任義則氏は、現在の委員であり、ともに再任をお願いするものでございます。次に、吉村勝明氏は、今回新たにお願いするものでございます。吉村勝明氏は、久山町議会議員、久山町土地開発公社理事などを歴任をされるなど、行政実務にも精通しておられ、識見豊富な適任者と考えております。

なお、詳細につきましては議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第5号 久山町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第8、議案第5号久山町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） ご説明いたします。

本案は、議案第5号久山町印鑑条例の一部を改正する条例についてをお願いするものでございます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、久山町印鑑条例（昭和61年久山町条例第20号）の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明をいたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第6号 久山町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第9、議案第6号久山町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 議案第6号、久山町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、久山町職員の分限に関する条例（昭和48年久山町条例第19号）等の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第10、議案第7号 久山町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第10、議案第7号久山町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 議案第7号、久山町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の制定により、久山町職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和32年久山町条例第24号）の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第8号 久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第11、議案第8号久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 議案第8号、久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、特別職の職員で非常勤の者の報酬の見直しにより、久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年久山町条例第3号）の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第9号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第12、議案第9号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） ご説明いたします。

本案は、議案第9号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてお願いするものでございます。

本案は、近年の医療費増加等に伴う国民健康保険事業に要する費用を賄うため、久山町国民健康保険税条例（昭和37年久山町条例第8号）の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第10号 久山町防災行政同報無線システム設備の設置及び管理に関する条

例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第13、議案第10号久山町防災行政同報無線システム設備の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 議案第10号、久山町防災行政同報無線システム設備の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、災害時の住民への情報伝達の強化を図るために280MHz帯を利用した、久山町防災行政同報無線システム設備を導入することに伴い、必要な事項を条例で定める必要が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第11号 久山町有線放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第14、議案第11号久山町有線放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 議案第11号、久山町有線放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてご説明いたします。

本案は、久山町防災行政同報無線システム設備の導入に伴い、久山町有線放送施設の設置及び管理に関する条例（昭和46年久山町条例第22号）を廃止する必要が生じたため、提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第12号 久山町立構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第15、議案第12号久山町立構造改善センターの設置及び管理に関

する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（久芳義則君） ご説明いたします。

議案第12号久山町立構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、令和元年10月の消費税税率改正に伴い、久山町立構造改善センターの設置及び管理に関する条例（平成19年久山町条例第9号）の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会においてご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第13号 久山町立幼稚園条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第16、議案第13号久山町立幼稚園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（森 裕子君） ご説明いたします。

本案は、議案第13号久山町立幼稚園条例の一部を改正する条例についてお願いするものでございます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行に伴い、久山町立幼稚園条例（平成28年条例第28号）の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第14号 久山町立久山会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第15号 久山町立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第16号 久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第20 議案第17号 久山町立学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第17、議案第14号久山町立久山会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第20、議案第17号久山町立学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例については、提案理由が同じですので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（森 裕子君） 議案第14号久山町立久山会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第15号久山町立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第16号久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第17号久山町立学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例について一括してご説明をいたします。

議案第14号から議案第17号の4議案につきましては、令和元年10月の消費税率改正に伴い、それぞれの条例の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものでございます。主なものは使用料の改正でございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第18号 久山町文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第21、議案第18号久山町文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（森 裕子君） ご説明いたします。

本案は、議案第18号久山町文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてお願いするものでございます。

本案は、久山町文化交流センターの設置および管理に関して、精査検証を行いましたこ

とおよび令和元年10月の消費税率改正に伴い、久山町文化交流センターの設置及び管理に関する条例（平成19年久山町条例第18号）の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。



日程第22 議案第19号 久山町文化財保護条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第22、議案第19号久山町文化財保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（森 裕子君） ご説明いたします。

本案は、議案第19号久山町文化財保護条例の一部を改正する条例についてお願いするものでございます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、久山町文化財保護条例（平成5年久山町条例第10号）の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。



日程第23 議案第20号 久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第23、議案第20号久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（井上英貴君） ご説明させていただきます。

議案第20号、久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、令和2年2月12日付けの令和2年久山町告示第1号により地区整備計画の一部

が改正されたことに伴い、久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成31年久山町条例第8号）の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明させていただきますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

以上でございます。



日程第24 議案第21号 久山町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第24、議案第21号久山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第21号久山町営住宅条例の一部を改正する条例についてをご説明いたします。

本案は、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の一部が令和2年4月1日から施行されることに伴い、久山町営住宅条例（平成25年久山町条例第4号）の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。



日程第25号 議案第22号 久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第25、議案第22号久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原之園修司君） 議案第22号、久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）が施行されたことに伴い、久山町水道事業給水条例（平成16年久山町条例第15号）等の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

詳細につきましては議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、可決



していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第23号 草場地区再開発第2期造成工事請負変更契約について

○議長（阿部文俊君） 日程第26、議案第23号草場地区再開発第2期造成工事請負変更契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第23号、草場地区再開発第2期造成工事請負変更契約についてご説明いたします。

本案は、令和元年6月議会において議決を得た草場地区再開発第2期造成工事請負契約について、変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年久山町条例第14号）第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

契約の方法、契約の相手方、履行期限に変更はございません。変更箇所としましては、1、契約の目的、草場地区再開発第2期造成工事請負変更契約。3、請負代金、変更前7,700万円うち消費税相当額700万円、変更後8,009万8,700円うち消費税相当額728万1,700円となっております。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第24号 令和元年度久山町一般会計補正予算（第4号）

○議長（阿部文俊君） 日程第27、議案第24号令和元年度久山町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第24号、令和元年度久山町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、令和元年度久山町一般会計補正予算（第4号）をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額55億1,024万4,000円から、歳入歳出それぞれ1億8,549万

4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ53億2,475万円とするもの  
でございます。

歳出の補正予算ですが、実績ベースで不用見込み額は全て減額補正となっております  
が、増額補正となる主たる内容は、一般管理費のふるさと納税返礼品代およびふるさと  
応援寄附管理委託料として586万4,000円、障害者福祉費の障害者自立支援給付費として  
335万円、教育振興費の久山中学校特別教室棟改修工事費、久原小学校屋外トイレ改修工  
事費、山田小学校トイレ改修工事費として7,020万円、また、それぞれの設計管理業務委  
託費として370万円、国が進めるG I G Aスクール構想の実現予算として、久山中学校並  
びに久原、山田両小学校の校内通信ネットワーク整備工事費として4,700万円、児童生徒  
用に配布する端末購入費として1,204万円をそれぞれ増額補正するものでございま  
す。

一方、歳入補正予算である増額する主たる内容は、町税が1,520万円、国庫支出金が  
1,722万8,000円、寄附金が3,000万円、繰入金が5,970万円、繰越金が1,292万1,000  
円の増額補正となります。反対に減額する主な内容は、分担金及び負担金を4,813万円、  
財産収入を2億6,000万円減額補正するものでございます。

詳細につきましては議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、議案審議の上、  
可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。



日程第28 議案第25号 令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（阿部文俊君） 日程第28、議案第25号令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予  
算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） ご説明いたします。

本案は、議案第25号令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）をお願  
いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額10億999万4,000円から、歳入歳出それぞれ1億173万3,000円  
を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億826万1,000円とするものでござ  
います。

主な歳入補正といたしましては、国民健康保険税が1,150万円の減額、県支出金が  
9,896万6,000円の減額、繰入金が172万2,000円の減額、繰越金が1,031万1,000円の増額  
で、歳入補正合計といたしましては1億173万3,000円の減額でございます。

歳出補正につきましては、総務費が46万1,000円の減額、保険給付費が1億47万7,000円の減額、国民健康保険事業費納付金が79万5,000円の減額で、歳出補正合計といたしまして1億173万3,000円の減額でございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。



日程第29 議案第26号 令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（阿部文俊君） 日程第29、議案第26号令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） ご説明いたします。

本案は、議案第26号令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額1億5,871万7,000円から、歳入歳出それぞれ660万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億5,211万1,000円とするものでございます。

歳入補正といたしましては、後期高齢者医療保険料が632万4,000円の減額、一般会計からの繰入金28万2,000円の減額で、歳入補正合計といたしましては、660万6,000円の減額でございます。

歳出補正といたしましては、総務費が29万9,000円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金が630万7,000円の減額で、歳出補正合計といたしましては660万6,000円の減額でございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。



日程第30 議案第27号 令和元年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（阿部文俊君） 日程第30、議案第27号令和元年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第27号令和元年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）についてをご説明いたします。

本案は令和元年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額2億4,169万9,000円から、歳入歳出それぞれ7,180万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億6,989万9,000円とするものでございます。

歳出の主たる補正内容は、再開発事業費を実績ベースで不用見込み額7,180万円を減額補正するものになります。

一方、歳入の補正内容は、財産売払収入を同額の7,180万円減額補正するものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

なお、元号を改める政令の施行に伴い、施行日以降は平成31年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算の名称を、令和元年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算として予算書における年度表記については、平成31年度を令和元年度と読み替えるものとし、平成32年度以降も同様と致します。

以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議案第28号 令和元年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（阿部文俊君） 日程第31、議案第28号令和元年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原之園修司君） 議案第28号令和元年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、議案第28号令和元年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）をお願いするものでございます。

既決の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額2億9,080万3,000円に300万円を増額し、収益的収入の予定額を2億9,380万3,000円とし、収益的支出の予定額

2億2,007万1,000円に150万円を増額し、収益的支出の予定額を2億2,157万1,000円とするものです。

また、水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額1億7,302万3,000円から100万円を減額し、資本的支出の予定額を1億7,202万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。



日程第32 議案第29号 令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（阿部文俊君） 日程第32、議案第29号令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原之園修司君） 議案第29号、令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、議案第29号令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第3号）をお願いするものでございます。

既決の公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額3億9,946万9,000円に871万7,000円を増額し、収益的支出の予定額を4億818万6,000円とするものです。

また既決の公共下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額1億8,397万3,000円から675万8,000円を減額し、資本的収入の予定額を1億7,721万5,000円とし、資本的支出の予定額3億5,933万4,000円から675万8,000円を減額し、資本的支出の予定額を3億5,257万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。



日程第33 議案第30号 令和2年度久山町一般会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第33、議案第30号令和2年度久山町一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第30号、令和2年度久山町一般会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町一般会計予算をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億3,800万円と定めるもので、前年度当初予算額と比較して、3億9,652万8,000円の減額となり、率にして約7.4%の減額予算でございます。当初予算編成に当たりましては、第3次総合計画における実施計画の重点プロジェクト並びに、本町のまち・ひと・しごと地方創生総合戦略アクションプランを、その優先度、重要度を踏まえ、予算を効果的に配分し主要施策を引き続き推進する方針でございます。

はじめに、補正予算の主たる事業と予算でございますが、町の地域公共交通を長期的に守る交通アクセス対策費として6,634万9,000円、魅力づくり推進費ではオリーブ栽培事業費および各種イベント事業費として1,364万8,000円、定住人口促進に向けた新規住宅創出事業、草場地区再開発事業特別会計への繰出金として5,969万9,000円、児童福祉施設費では待機児童解消のための保育所整備補助金として1億207万8,000円、農地費では農業施設等の防災インフラ整備のための草場ため池並びに池上池改修工事およびその設計監理業務委託ほかとして1億350万円、林業費では、荒廃した森林を公益的な機能を十分に発揮できる健全な森林に再生するための荒廃森林再生事業費2,032万6,000円、道路維持費では、町道補修打替工事費等5,150万円、公園費では、総合運動公園施設整備工事費1億1,690万円、教育振興費では、若者のグローバルな世界での活躍等の推進や子どもたちの英語学の向上を幼少期から中学まで一貫した形で取り組んでいく未来パスポート事業を行うグローバル人材育成事業費として2,000万円、文化財発掘調査費では、片見鳥地区の企業立地に伴う文化財発掘調査費として5,924万円を計上しております。

次に財源となります歳入でございますが、一般会計の歳入の根幹となる町税は22億3,709万3,000円で、歳入総額の約45.3%を占めており、ほかに地方交付税3億6,000万円、国県支出金7億8,145万1,000円、地方消費税交付金2億2,000万円、財産収入等2億8,781万5,000円、財政調整基金等繰入金1億5,817万円、町債2億3,450万円を計上いたしております。

詳細につきましては議案説明会で各担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第34 議案第31号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第34、議案第31号令和2年度久山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） ご説明いたします。

本案は、議案第31号令和2年度久山町国民健康保険特別会計予算をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億3,330万4,000円で、前年度当初予算と比べますと、1,873万6,000円の増額となり、率といたしましては約1.85%の増額予算でございます。

歳入の主なものといたしましては、第1款国民健康保険税といたしまして1億8,000万3,000円、第3款国庫支出金といたしまして130万9,000円、第4款県支出金といたしまして7億6,053万5,000円、第5款繰入金といたしまして9,144万3,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、第1款総務費といたしまして2,259万3,000円、第2款保険給付費といたしまして7億5,598万7,000円、第3款国民健康保険事業費納付金といたしまして2億4,373万4,000円、第6款保健事業費といたしまして847万6,000円を計上いたしております。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。



日程第35 議案第32号 令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第35、議案第32号令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） ご説明いたします。

本案は、議案第32号令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計予算をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,587万4,000円で前年度当初予算額と比べまして248万5,000円の増額となり、率といたしましては約1.62%の増額予算でございます。

す。

歳入の主なものは、第1款後期高齢者医療保険料といたしまして1億1,608万9,000円、第3款一般会計からの繰入金といたしまして3,958万円を計上いたしております。

歳出の主なものは、第1款総務費といたしまして884万9,000円、第2款後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして1億4,631万6,000円を計上いたしております。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第36 議案第33号 令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第36、議案第33号令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第33号、令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算についてをご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,867万円と定めるものでございます。前年度当初予算額と比較して697万1,000円の増額となり、率にして約2.9%の増額予算でございます。

歳出の主たる内容は、第3工区の工事請負費として造成工事費1億7,045万円、上下水道工事費4,302万8,000円、委託料としまして事業推進業務委託料1,608万8,000円、造成工事設計委託料200万円、開発完了届等作成委託料1,172万9,000円、九州電力およびN T Tへの電柱等移設補償金300万円を計上いたしております。

財源となります歳入は、造成宅地売払収入として1億7,196万1,000円、一般会計繰入金5,969万9,000円、繰越金1,700万円でございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第37 議案第34号 令和2年度久山町水道事業会計予算



○議長（阿部文俊君） 日程第37、議案第34号令和2年度久山町水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原之園修司君） 議案第34号、令和2年度久山町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町水道事業会計予算をお願いするものでございます。

令和2年度の水道事業は、給水戸数3,683戸、年間総給水量117万7,889<sup>m</sup><sup>3</sup>、1日平均給水量3,227<sup>m</sup><sup>3</sup>を業務の予定量としております。

収益的収入および支出については、水道事業収益2億9,526万6,000円、水道事業費用2億1,776万9,000円を予定しております。

また、資本的収入および支出については、資本的収入として5,340万5,000円、資本的支出として1億6,198万3,000円を予定しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億857万8,000円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額521万6,000円、当年度分損益勘定留保資金9,261万9,000円および建設改良積立金1,074万3,000円で補てんすることといたしております。

一時借入金の限度額は1億円、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費3,467万7,000円、たな卸資産の購入限度額として1,000万円を定めております。

詳細につきましては議案説明会で説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第38 議案第35号 令和2年度久山町公共下水道事業会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第38、議案第35号令和2年度久山町公共下水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（原之園修司君） 議案第35号、令和2年度久山町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町公共下水道事業会計予算をお願いするものでございます。

令和2年度の公共下水道事業は、排水戸数3,407戸、年間総排水量88万1,244^m³、1日平

均排水量2,414³、主な建設改良費管きょ等築造工事1億2,460万円を業務の予定量としております。

収益的収入および支出については、下水道事業収益4億4,573万7,000円、下水道事業費用4億1,499万3,000円を予定いたしております。

また、資本的収入および支出については、下水道事業資本的収入1億6,604万7,000円、下水道事業資本的支出3億6,749万3,000円を予定しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億144万6,000円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額1,342万7,000円、過年度分損益勘定留保資金3,017万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億5,784万4,000円で補てんすることといたしております。

企業債については、流域下水道事業債1,170万円、流域関連公共下水道事業債8,180万円、合計9,350万円を限度額としております。

一時借入金の限度額は4億円、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費2,867万7,000円、一般会計からの補助金は1億8,000万円、たな卸資産の購入限度額として100万円を定めております。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（阿部文俊君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時10分